

第1回松本市災害廃棄物処理計画策定専門部会 議事録

日 時：平成30年6月1日（金） 午前10時～正午

場 所：松本市役所 第一応接室

議 題：(1) 松本市災害廃棄物処理計画策定に向けた今後の進め方について
(2) 松本市災害廃棄物処理計画の処理方針について
(3) 次回の専門部会について

出席者：(委員) 野見山委員、梅崎委員、宮澤委員、山田委員、桐原委員、高村委員
(事務局) 土屋環境部長
＜環境政策課＞久保田課長、中村課長補佐、永元主事
＜環境保全課＞中嶋課長、八田係長
＜環境業務課＞百瀬課長、林係長
＜危機管理課＞百瀬課長補佐
(委託業者) 応用地質㈱

- 1 開 会 (司会：環境政策課長)
- 2 委嘱状交付
- 3 環境部長あいさつ
- 4 正副部会長の選出
- 5 部会長・副部会長あいさつ
- 6 議 事 (部会長)

議題(1) 松本市災害廃棄物処理計画策定に向けた今後の進め方について

(部会長) 今後の進め方をまずここで御協議いただいて、今日議論するはずの基本方針については次の(2)のところ具体的に詰めるということですので、まずはこの進め方について御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) 質問ですが、このモデル事業の結果ということでいろんな被害想定、がれき等の発生量の予測が書いてありますが、この数字をもう前提にするということなのか、それともこの数字自体が議論の対象なのかということをお聞きしたいです。

(環境政策課) 昨年度行ったモデル事業の発生量の数値を前提として、今後策定を進めていきたいと考えております。

(委員) なぜそのような質問をしたかという、別紙1の最初のページで糸魚川—静岡構造線断層帯の話ですが、松本市の全壊・焼失棟数2万4,000棟ですよ。下の塩尻市が150棟、山形村が10棟ということで、ものすごく大きいですよ。ここの想定は本当にこれでいいのかということ、根拠といいますかその辺をお聞きしたいと思います。

といいますのは、これでいろいろ算出しているものですから、結局、災害廃棄物の処理といっても、ほとんど市外へ何とかするというような話にまとまっていると思います。災害廃棄物の市域内で処理できる分と市外へ持っていく分が1桁多いように思います。本当にこんな大きな想定が必要なのか、その辺の根拠を教えてくださいたいです。

(部会長) 基本的なことに関する部分ですので、ここでクリアにしてしまえとありがたいのですが。このモデルの正確性といいますか、難しいとは思いますが。

(委員) モデルの考え方でもいいです。規模と家屋の種類とか。それを説明していただければ。

(環境政策課) 別冊のページ2-5-2に、今回のモデル事業でいろいろな数値を推計している考え方を一通り述べている箇所がありますが、基本的には第3次長野県地震被害想定調査というのを参考にしている数値推計をしておりますので、それをもとに発生量の推計をしております。この数字が適正かどうかということについては検討の余地があるにしても、数字の根拠自体はそこに基づいて出てきておりますので、前提としてはこのデータで議論していきたいと考えております。

(部会長) 多分震度に振れがあるのでそれはもちろんありますが、震度7と固定して推計していると思うのですが、この実際の倒壊あるいは全倒壊や焼失棟数なんかについては、モデル事業の委託業者のほうで何か、例えば妥当性に関して検討をしているのでしょうか。

(環境業務課) そのまま使用して今回の被害想定を出しております。

(部会長) ということは基本的にこの結果は第3次長野県地震被害想定調査で出した数字がほとんどで、これは別冊のページ2-5-13以降を委託でお願いしたということですか。その前の数値はおおむねこの県の調査を念頭にとということで書いてありますので、そこはもう我々のみ込んでやるしかないということですか。

(委員) 先ほど説明されていることの確認ですが、松本市は震度7想定ですけれども、地域ごとに揺れやすさの解析がされていて、そこに木造家屋の棟数や築年数などを考慮して積算されていると考えていいのですか。

(委託業者) 県の被害想定の際に、面的な震度分布に加えまして建物の情報、構造や築年数といったものも検討した上で被害棟数を面的に地域ごとに推計しておりますので、今回の昨年度の環境省のモデル事業ではその成果をベースに災害廃棄物の発生量等の検討を実施させていただいたということになります。

(部会長) 今おっしゃった、その辺のことも全部一応検討の範囲内に入っているということですね。

(委員) そういうことだとは思いますが、被害棟数が大きいですよ。日本各地において

内陸直下型で震度7を記録したというのは、目新しいところでは熊本がございます。あれも熊本市の真下の断層が動きました。少し古いところでは神戸があります。神戸も野島断層ですので、あれも神戸の市街地の直下を断層が横切っている。この神戸とか熊本の例というのは、実際に全壊とかその辺の棟数はどのくらいだったのか、いわゆる今回の被害想定と比較対象になると思いますが、その辺の情報はお持ちでしょうか。もう1点補足すると、新耐震基準が1981年、それ以前とそれ以降では建物の耐震が全く違う。神戸の場合には1995年ですので古い家がかなり残っていた。今2018年ですので、現在に当てはめれば新耐震でできている家というのはもう27、28年ほど経つと思いますが、かなり置きかわっていますよね。そういうことも含めて、全壊棟数2万4,000棟は倒壊率どのくらいなのか、震度7のエリアだと何%くらい家が倒れるのか、その辺やっぱり具体的にイメージできないと、トータルのこの数字だけ見るとあまりにも多いなというのが印象です。いかがでしょうか。こんなに潰れちゃったら新耐震基準の意味がないと思いますが。

(環境政策課) 総論については先ほどの説明で御勘弁いただきたいと思います。委員さんの熊本の例、神戸の例と比べて、全壊棟数2万4,000棟っていうのはどういうイメージなのかという部分については、今日はデータを持ち合わせてございませんので、恐縮ですが後日また整理させてもらいたいと思います。

(委員) 被害想定に関しては、災害廃棄物云々ということをやっていくときの一番のもとになる数字ですから。既定の計算式でもって推計して、まあこんなもんでいいかとなると、やはりこの議論を始める前にその辺のところの説明をもう少し丁寧にやっていただかないと、我々とするとうどういう心構えでやっていっていいかわからないという部分もあるわけですから。こういう数字が出てきたことに関してはもう少し丁寧に御説明いただければと思います。

(委員) 先ほど築年数と言ったのは、先ほど言われたような耐震との関係があります。倒壊率も細かくわかればそれで。要するに、区域によってすごく密集して壊れるところとかそういうことがすごく大事になりますから、一緒くたに2万4,000棟というよりは、その分布とかもあると、方針に入れ込むときにはすごく大事なので、できればそういうデータもお願いしたいと思います。

(環境政策課) 大もとの資料には区域ごとの被害がありますので、また図は改めてお示しいたします。

(委員) それを見ると、現実的な数字なのかどうかというのが少し見えてくるのではないのでしょうか。そこで、この数字の信頼性が前提になってのことですが、災害廃棄物を区域外にお願いする必要があるというところで、広域連携について、松本市はある意味中核市のような市であることも踏まえ、自分のところの分だけ処理をするということでもいいのか、というのがすごく気になります。近隣市村の災害廃棄物も想定して策定する必要があるのか、それともそれぞれにそういうのは入っているのか、そういうことがすごく大事じゃないかと思います。近隣市村との連携のためには少しお互いのプラスマイナスといいますが、

そういうことを少し考えておかないといけないのではないかなと思います。

(環境政策課) この計画については、基本的には自治体ごとに想定して策定するという事になっていますが、今回のモデル事業のレポートをごらんいただいてわかるとおり、データ自体は松本地域、具体的には2市2村というエリアで推計しており、そのところを考慮しながらの想定になっています。今後、具体的な計画策定や、あるいは処理の方法等については、最低限この広域4市村のところで調整を図りながらいくということにしております。どのみちお互いが、松本もお願いしなきゃいけない、あるいは近隣と協力する必要があるという部分も当然出てくると思いますので、それは一応念頭に置きながら計画策定に努めてまいりたいと考えています。

(部会長) ありがとうございます。委員がおっしゃったことの中に、そういう御指摘かなと思っていただいたのは、今回は想定がこの2地域での地震としていますが、例えば長野県北部とか、ほかのところで起きる震災に対しての災害廃棄物の処理計画の発動をどうするかということについては、今回は多分別立てなのだろうと思っておりますが、本来は、そもそもはそういうことも含めて考えておく必要があるかどうか。東日本大震災等の震災でも、実際にそういう処理をお手伝いしている例もあります。当時、放射性の廃棄物をどうするか結構議論になったと思いますが、その辺のところも付随していくと、計画の方向性としてその辺はどうするかということも決めたほうがいいかなと思いました。

今回それを省くということであれば、どこかでそれを決めないといけないとは思いますが、これの延長線上ですからそんなに難しくはないと思います。

(委員) 東日本大震災の翌日、松本地方も地震がありましたし、東北地方にも松本から市役所の職員の方が派遣されたということもあったかと思います。そういったいろんな知見が、ある程度この松本市に集積されていると思います。そういった実際にあった震災の処理の方法等について具体的なことをある程度、松本市としてそれなりに勉強しているということも、これからいろんなものを決めていくときに非常に重要になってくるかと思えます。その辺のところも議論の一つのたたき台として出していただけたらと思います。

(環境政策課) 先ほど御紹介申しあげたとおり、危機管理部の職員も今回絡めながら議論を進めてまいります。どのくらいのまとめ方かは何とも言えませんが、今おっしゃっていただいたような東日本の派遣のときの集積といいますかね、そういうものも一定程度のものは恐らく御用意できると思いますので、また危機管理部と相談して対応させていただければと思います。

(部会長) 枠組みについては、今回はもうここに限るということですか。

(環境部長) 今いみじくも部会長が言われましたけど、今回の計画はあくまでも松本市で有事が起こったときに大量に出るものをどうやって処分していくかということを決めるもので、例えば他のところで起きたものを受けるとか、それはまた別問題です。実際に大町で地震が起きたときの災害廃棄物はクリーンセンターで焼却処分を受け入れています。処理施設で受けられる範囲を松本市、安曇野市とか幾つかのところで分けて受けました。今

回市域外というのもありまして、松本市で出たごみをどこへお願いしていくかということ、それぞれのところと連携をとっていく中で、具体的にここへ何トンとか決まるものではなく、発災時、その余力に応じて振り分けしていかなきゃいけない。そこは発災時に決めることであり、計画で決めるのではない。あくまでも発生したものをどうやって順次片づけていくか、処分していくかが決まらなるとその先へ行けませんので、まずはそこをこの計画でしっかりやっていきたいと考えています。

(部会長) まずは域内ということですね。

(環境部長) はい。

(委員) この断層帯でのこの被害がある程度最大だろうと言っていますから、他のところのやつはこれが機能すれば受けられるだろうということは考えてお話ししました。ただし、その量に少し余裕分というか、受け入れるという気持ちの部分まで入れるのか入れないのかということのほうが大きいですけどね。先ほどの2市2村、その部分の余裕があるのか、もう既にあるのかないのかということ、最初のこの数字の中身ですが、ある程度あるのであればそれで入り込みますけど。

(部会長) 域内でできる量に限界があるというのを改めてわかってしまったので、ほとんど域内でできてないですね。

(委員) 特に仮置場ですけどね、まずは仮置場だけでいいと思います。仮置場だけは、やっぱり松本市として少し多目にとっておくべきじゃないかなというのが私の意見です。

(部会長) ありがとうございます。その辺のポイントも押さえた上で次からの議論に、案をまた作成いただく。

(環境部長) また御相談させていただければと思います。

(部会長) そのほか、進め方についてはいかがでしょうか。

(委員) もう1点、洪水のほうをお尋ねしたいのですが、こちらもすごい数字が書いてあり驚いた。100年確率雨量って何ミリを想定しているのかっていうのはどこにも書いてないので、まずそれを教えていただきたい。あと想定被害、床上・床下浸水の棟数もすごい数なので、これをどのようにはじき出されたのか、その辺を簡単に御説明いただきたい。

(環境保全課) 私、環境保全課の課長をしておりますが、2年前まで危機管理部の消防防災課におりまして、地震災害も含めて洪水災害、現場で担当しておりました。被害想定の評価について、これは深刻であるという御感想をいただいております。そのとおりだと思います。災害対策というのは最大の被害を想定しておかなきゃいけないということで、国や県が想定しているものをベースに松本市の防災計画もつくっております。洪水の想定につきましても、河川管理者である国交省や県が科学的な分析に基づいて算出しているものですから100年に一度って想像できないとは思いますが、異常気象の中ではそういった想定もあり得るということで、市民の皆さんにはハザードマップを配付し、避難行動を考えておいていただくということで危機管理部は動いていたと思います。今回は災害廃棄物ということで、これもまた最大の被害を想定して算出されたものということでありますので

皆さん本当に驚かれていると思うのですが、あり得ないことではないというイメージをまず持っていただいて。当然震度6強や震度6弱の地震の場合はもっと減ることは間違いありませんが、震度7を想定されている区域の中で最大これだけあるということで、もし震度が低ければ当然処理能力も余力が出てきますのでほかの地域のものも面倒見られるとは思いますが、現在は7で想定して、その覚悟のもとで処理をしていかなきゃいけないのかなと思っています。東日本大震災の際、私も石巻に行きましたし、熊本の地震の調査にも行ってまいりました。危機管理部では、まずは人の生命を優先して災害対策をしているものですから、その後のごみの処理はどうしても次の課題になってくるということで、これはやはり環境審議会、環境部で考えなきゃいけないということで、ごみの処理量の調査がどこまで進んでいるかも一度確認していただきますけれども、危機管理部では恐らく一次災害、一次対応の部分で、いかに避難所を設営するか、けがをされている市民の方を救出するかというところがまず調査の対象だったと思います。

(部会長) ありがとうございます。

(委員) 洪水っていうのは雨ですので、地震と比べたらイメージしやすいですね。そういう意味で、100年確率雨量って松本で何ミリですかというのが質問なのですが。数値があるはずですね、これは学問的に計算した数字なので。大雨っていうのは結構最近も経験していますよね。松本の气象台、今アメダスですが、130数年のデータの記録があるということで、雨のほうは地震と違ってイメージしやすいものですから、100年に1回の確率降雨は何ミリメートル、日雨量でも何でもいいですけど、何ミリメートル想定しているのかというところをお聞きしたいなと思います。

(環境政策課) 何ミリメートルというのはないのですが、別冊のページ2-5-33のところに洪水の浸水想定区域ということで浸水深を載せていまして。この浸水深が松本市で出しているハザードマップに使っている浸水深で、これをもとに被害想定を出しているということです。

(部会長) その大もとの降水量が知りたいということですよ。

(委員) そのことはハザードマップに載っているのわかっています。全部合計したということはイメージできるんですけども。

(部会長) 次回までに御用意いただくということでお願いできますでしょうか。

(委員) 何でこれが課題とされているかという、以前2006年か2008年ごろだと思いますが、かなり大雨が降りました。中南信で大災害が起きて、岡谷と天竜川で土石流と洪水を起こしたのですけれど、そのときに松本も過去最大の降水量、日雨量でたしか170ミリぐらいだったと思いますけれども、これが130数年で第1位の記録です。だから、そういう雨のイメージは我々持っているわけですよ。そのとき幸いに松本はあんまり被害なかったと思います。この想定棟数があまりにも多いのは、この対象河川が全部決壊した前提なのかとか。ハザードマップはわかっています。1個1個はそれぞれあると思います。ただ、これは堤防の決壊なのか内水なのか河川のほうがあふれたのかとか、それぞれみんな

地域によって違うわけですね。だから、どういうことが起こるのでこうなるのかというその辺をやっぱり議論しておかないと、各河川の堤防が全部決壊するっていうのはあまりにも現実的じゃない。もともと最大を想定するというのはわかるのですが、それで計画をつくったら本当に先ほどの、ほとんど市外へ持っていかなきゃいけないという話とつながるのですが、あまり現実的じゃないですね。もちろん想定外とか言いわけしないためには大きく見ておかなきゃいけないのかもしれないけれども、それにしてもあまりにも数値が大きいなという印象を受けています。

(部会長) ありがとうございます。可能な限りその辺のデータをお願いしたいと思います。そのほかいかがでしょうか。

(委員) 最初に今の確認ですが、この計画の中に、地震と洪水を含めて両方を処理しますという中の計算で、洪水としては多いですが、地震よりも少ないのでそれはのみ込めるといえることですね。そこで一つ、この計画の中に入っていないので、そこまでここで議論するかということをお教えいただきたいのですが、災害廃棄物を処理するための道路やトラックの搬入・搬出計画は、ここで話しておくべきことなのかどうか。大きな方針としては決める必要があるのかなと思います。

(部会長) ありがとうございます。ただの数字のやりとりだけではなくて、現実の部分です。その辺はいかがですか。

(環境政策課) 今の議論につきましては、この計画の中では多分触れきれないと考えています。とりあえずと言うと語弊がありますが、物量と具体的な処理のフローについて今回は整理しておいて、それにあわせて今後具体的な行動計画みたいな形を行政としてはしていく必要が出てくると思いますので、そういうテーブルでの議論になろうかなと考えております。

(部会長) 今回はそこまではやらない。

(環境政策課) 全体的な災害対応というところに当然絡んでくるのですが、やはり計画をここで、この場で具体的に決めたとしても、そのライン自体がアウトになってしまうということも当然出てくるので、そこはもう現実的に道路その他も含めた被害状況をあわせて考えないといけないということなので、実際に対応の部分での計画になっていくかなと思います。

(部会長) しないということですかね。

(環境政策課) はい。

(部会長) どこまでリアリティーのあるものをつくるかというところだとは思いますが。

(環境業務課) 先ほどお話がありました阪神・淡路大震災以降、各自治体で地域防災計画というのを5年以内に策定しなければならなくなり、そこから本市でも地震だったり風雨だったり洪水だったり起きた時、各部署でどういった対応をしなければいけないかという地域防災計画を策定し、いろんな部署でいろんな対策をしてきております。それを改訂しながらやってきております。今も、どういった車両を出すのか、個別でやるのか、連携

をどことどうとっていくのかというところをやっております。今回の災害廃棄物につきましては、その中で今想定できるものとして、これから計画をつくっていかなきゃいけないという国の指針が出てから、この地域で災害廃棄物が出た場合に特化してどう処理していくのかという計画を策定するという趣旨でありますので、そこを御理解いただきたいと思っております。

(委員) それに関して、災害廃棄物処理計画は、例えば塩尻市とかではこれから策定していくということなのですかね。

(環境業務課) はい、そうです。

(委員) そういうことですね。そうすると、当然そういう近隣の自治体との間で災害廃棄物に関するいろんな打合せというのは、ある程度一定のインターバルをもってやっていくという形をしないとこの問題はやっぱりなかなかうまく進んでいかないということがあるわけですよね。そういう情報はすでにお互いに話をしているということですか。

(環境政策課) し始めています。いずれにしても、どの自治体も今後そういうふうに策定していくというタイミングですから、これについては先ほど申しあげたとおり域内で連携を図りながら進めていくつもりです。

(委員) 私もここが一番肝心かなと思っておりますが、最初にも話をさせていただいたのですが、こういう計画は基本的に災害が起こったときに発動していく計画ですから、平常時には動いていないわけですよね。ですから結局、1年に1回なり半年に1回でもいいのですが、きちんとそういうものが確認されていく、近隣自治体もひっくるめて確認していく作業が必要になってくると思います。その中で問題は、やはり自治体の職員というのは、課や担当が代わるとは思います、行政側の人が変わる、当然他の自治体も代わる。しかも、これは通常は動いていない、いざというときに発動しなきゃいけない。そういうときに、この計画をどのように運用していくかがすごく大事な話になってくると思います。そういう運用方法もこの中にきちっと埋め込んでいかないと、そこが肝心なところじゃないかなと。しかも、あんまり細かいことを決めても、シチュエーションが変わってしまうと意味がなくなってしまう。もちろん、仮置場の問題とか最終処分地の問題とかは決めていかなきゃいけないですけども、あんまり細かいことを決めても意味がない。そうすると先ほど申しあげた人の問題がものすごく出てくると思います。その辺のところも配慮してこの計画を立てていかないと、いざというときにこの計画が動かないということになるのではないかと思います。

(環境業務課) その辺も防災計画で実際に職員がどのように動くか、震度幾つになったら誰が集まって何日以内にどういった対応が必要になるかとかいったところも危機管理のほうで計画をつくっておりますし、それは職員全体にも周知していますし、訓練もしていますので、そういったところで順次動いていくということになっております。廃棄物については、先ほどの仮置場も含めて、実際のものについては松本地震のときにも、ああいった有事の際に早い対応ができたのですが、それよりも大きな、想定外ということになったと

きにはそれはなかなか難しいかもしれない。それを踏まえた計画でいかなきゃいけないのかなと考えています。

(危機管理課) 補足というわけではありませんけれども、地域防災計画とはまた別で、災害時の応援協定というところは松本市といろいろな団体と締結しております。道路の問題でいいますと建設業界というようなところと。やはり物流を速やかに通すという意味につきましては、まずは道路の確保をいの一番にやっていかなければいけないというところがありますので、市内の建設業の協会、それでもだめならば長野県、また自衛隊等々に応援を依頼して速やかに道路交通につきましては復旧させていきたいと考えております。

(部会長) 計画を決めたらまた全体にフィードバックして、シミュレーションして、またこの計画を改訂するところも必要でしょうし、多分いつもこれやり続けたいいけないということなのでしょうね。ただ、ある程度、ここだけで独立はしないけれども、一定量のごみの量を決めたらそれで動くかどうかというものをつくるという認識でしょうかね。

(委員) もう1点だけ確認させてください。やはり初動の仮置場が一番大事になると思いますが、先ほどのすごく大きい倒壊、災害が大きいということ、ここに書いてある面積がある程度確保できるのかということの認識がないと本当に絵に描いた餅になってしまうとされているのです。もしそうでなければもう少し別の、外に持っていくことも考えなければいけないだろうし。そうすると計画大分変わりますからね。その辺の実効性みたいなものをもう少しお話しいただければと思います。

(環境政策課) 御指摘いただいたとおり、この計画というか災害処理の中で一番肝になるのは仮置場の問題と最終処分の問題だと思っています。仮置場につきましては、今御指摘のとおり、数字はこういう形で出ていると。あとは、実際には、松本市内に限定して考えたとしても、各地域の皆様方の御協力が不可欠になってきます。必ずしも公共施設、公共管理のところだけということではありませんので。庁内的には地域づくり部等も含めて、各地区の御理解もいただきながら、必要と思われるものに近い形でまずは確保していくことが第1で、それからオーバーフローしたものについてはどうするかはまた第2段階の話かなと思います。まずは今の数字を現実的なものにし得るかどうかということは庁内的にも検討を進めていきたいと考えております。

(部会長) 1点お伺いしたいのですが、こちらの進め方についての、2枚めくった右側のところの焼却処分のところですけど、糸魚川ー静岡構造線は6強で、これ多分最強で出ているから7と同等ということなのでしょうね。右側にあるのが5弱で見ているのですが、100%だからもう5弱でいいということなのですか。

(環境政策課) クリーンセンターの場所で想定した震度になっています。

(部会長) とすると、これが最悪ということでもいいですよ。そのほかいかがでしょうか。そうしましたら、次回また補足で出していただくものもありますけれども、大筋まずはこの枠内で、あとは、仮置場については次回にもまた、これが妥当かどうかについて調べていただいた上で、庁内協議も多分必要でしょうし、それもあわせてお願いしたいと思いま

す。

(2) 松本市災害廃棄物処理計画の処理方針について

(部会長) 御意見、御質問などありましたら、お願いします。

(委員) 6番の環境に配慮した処理というところで、ここには「不法投棄、野焼きの防止」とだけ挙げていますが、こういう大災害が起きると、今までの例でも結構環境がないがしろにされる。だから、生活環境だけじゃないのですよね。いわゆる広い意味での環境が結構二の次にされるケースが多いと思います。そうした意味からも、この環境に配慮した処理のところはもう少し具体的に、不法投棄や野焼きだけじゃなくて、例えばがれきの集積場をつくったら、そこが水質とか土壌に与える影響とかも防がなきゃいけない。あと、新潟市の例だとアスベストって1個取り上げてありますけど、これ1個独立に取り上げる意味ってものすごくあるのですよね。公害防止の法令でもアスベストっていうのは別枠で取り上げられています。そういう意味からも、結構建廃が出ますので、アスベストについては一言述べるべきかと思います。ダイオキシンもそうかもしれないですね。そういうことで環境に配慮した処理のところは、この2項目簡単にさらっと書いてありますけど、大気とか水質、地下水、河川、土壌、あるいは振動、騒音とかも含めて幅広くきちんと網羅できるように記載いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(環境政策課) ありがとうございます。非常に重要な観点だと思いますので、表現の中に工夫していきたいと思います。

(部会長) そのほかいかがでしょうか。

(委員) 今委員が言いましたように、7番というのは災害が起きた後の処理としては大変いいことだと思います。私も大きな事故なんかに遭いましたけれども、そういったとき人間は、何もできない人と、すごくできる人の二極端に分かれます。そのときに、起きてしまったことはしょうがないから次のことを考えながら作業することが大事だと私は思っていたのですが、そのときにこの6番と7番というのは、これから再出発する社会をつくるためには非常にいいことだと思ったので、さっき委員も言いましたように、もう少し詳しくやってもらえればいいのではないかなと思います。

(部会長) ありがとうございます。御意見ということでお願いします。そのほかいかがでしょうか。

(委員) 7番の再資源のところですが、この方針として、努力目標としてこういうふうに優しく書かれています。東日本大震災のときも津波堆積物がかなり出ました。学術的な処理方法ですとか、学会でもかなりそういう動きがあって有効利用ということがよく言われたのですが、私はそのときに、強制利用をしないことにはこれは減らないのではないかと。ということを意見として述べました。例えば、市や県の公共事業には一定割合のそういう再資源を使うというようなことは書いてもいいのではないかと。そういうことを推進する

と書くのか、使いなさいと書くのか、何割と書くのかという程度問題はありますけど、ある程度そういうことをしないと全然減らないことを実感しました。

(環境政策課) 実際の貴重な御経験から来る今の御意見は非常にありがたいと思いますので、また御相談させていただければと思います。

(部会長) いかがでしょうか。

(委員) これは必ずしも災害廃棄物のことだけじゃないですが、特に地震災害が起こったときの対応についての市民への広報活動が非常に重要だと思います。以前高知県の大分町、今は黒潮町ですが、黒潮町に4年ばかり住んでいたことがあります。ここは2012年に、南海トラフのときに日本で一番高い34.4メートルの津波が来るという発表がありまして、その後そこでは相当津波バブルみたいな、行政においても、いろんなところで津波に対する対応があり、ある意味で盛り上がっている。そこでいろいろ聞いてみたところ、戸別津波避難カルテっていうのをつくっているそうです。それぞれの家単位の避難カルテをつくっているということまでやっている。その町役場も高台へ移転した。司令部をそこにしたということで、当たり前の話ですけれども、非常に危機感を持ってやっている。そういう意味では、南海トラフ、ここもやっぱりかなりのリスクがあるところですから、やっぱり市民に対する広報はもうちょっと充実してもいいのではないかなというのは常日ごろ思っているところです。その辺のところも考えてこの計画はつくっていくべきかと。

(部会長) ありがとうございます。ぜひ協議内容としてもお願いしたいところだと思います。そのほかいかがでしょうか。

(委員) 5番の安全な作業のところ、安全という言葉で労働安全衛生全般を指す場合もありますが、結構狭くとられちゃう場合もありますので、基本的に言いたいことは労働安全衛生ですね。衛生という言葉もうまく使ってこの辺は表現したほうがよいと思います。

(部会長) ほとんどが皆さんごもっともなことですが、4番の3年というこの期限は、一つの例から出てきていると思いますが、どの程度実行可能性があるのか。さっきの現実の量にもあれることにもなると思いますが、この3年にどれほど意味があるのか。

(環境政策課) 国の指針でも、東日本大震災ぐらいの最大の地震が起きて3年で処理ができていますので、それを皆さん一応目標にして、計画のほうには3年と書いています。

(部会長) 何でそんなことを言ったかという、今日出ている意見、実に建設的な意見がこの原案に対していろいろ出てきていますが、この3年ということの重要性というのがどの程度の位置づけなのか。4番目に来ていますが、重要な案件がもっと上に来て、このことはもう少し後に来ていいのではないかという意味合いです。ですから、強弱をどうやってつけるか。他の処理方針みんな重要だと思いますが。

(3) 次回の専門部会について

【7月19日（木）午前10時から開催することになった。】

7 閉 会